

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部科目試験に関する規程」

平成 17 年 3 月 8 日

制 定

最近読替改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教育課程に関する規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、旧外国語学部の科目試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験)

第 2 条 科目試験は、定期試験、平常試験及び追試験に区分する。

- 2 定期試験は、学期末及び学年度末に行う。
- 3 授業科目によっては、定期試験に代えて論文又はレポートを課すことがある。
- 4 定期試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 定期試験以外に、担当教員の判断により、平常授業時に試験を行うことがある。
- 6 別表に掲げる理由により定期試験を受験できなかった者に対しては、担当教員の判断により追試験を行うことがある。
- 7 追試験の受験を希望する者は、原則として当該定期試験日当日中に言語文化研究科・外国語学部事務部算面事務室学務係（以下「学務係」という。）に連絡をするとともに、当該定期試験日から起算して 5 日以内に、別表に定める定期試験を受験できなかった理由に応じた必要証明書類を添付した追試験願（様式第 1 号）を学務係の確認を経て、担当教員に提出しなければならない。
- 8 前項の追試験願の提出を受けた担当教員は、追試験を行う場合には、原則として、成績提出期限日の前日までの期間内で、追試験の実施日を設定し、学務係に連絡する。
- 9 追試験の受験許可及び追試験の実施日時等については、掲示により告知する。
(受験条件)

第 3 条 適正な履修登録がなされていない者については、前条に規定する試験を受験することができない。

(不正行為)

第 4 条 第 2 条に規定する試験において不正行為を行った者については、教育課程上の処分として、当該年度の全履修科目の成績を無効とするほか、読替え後の大阪外国語大学学則に基づき、懲戒処分を行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表

定期試験を受験できなかった理由	必要証明書類
天災その他予見できない事故による場合	罹災証明書又は事故証明書
負傷又は疾病による場合	医師の診断書
忌引きの場合（原則として 3 親等以内の親族に限る。）	会葬はがき等（死亡日又は葬儀日が記載されたもの）

様式第1号 (第2条関係)

追 試 験 原 頁

平成 年 月 日

担 当 教 員 名 殿

国際文化学科 昼間主コース
地域文化学科 夜間主コース
専攻 _____ 専攻語 _____
学年 _____ 年 学籍番号 _____
氏名 _____ 印

私は、平成 年度の定期試験（学期末試験・学年度末試験）において、下記科目の試験を受験できなかったため、追試験の受験を許可くださいますようお願いいたします。

なお、指定された日時に必ず受験いたします。

記

注) 医師の診断書等理由を証明できる書類を必ず添付すること。

受 験 科 目	
受験できなかった理由：	

学務係確認印